

第6章 計画の実現に向けて

1 実現化方策

本計画を基本として、各分野における各種計画などとの調整を図りながら、都市づくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

1.1 都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地整備」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、都市計画区域の導入など、土地利用や建築物などの適正な規制・誘導などに関わる事項の決定または変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 玉名らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や新玉名駅周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

1.2 都市づくりの推進体制の充実

本計画に示す都市づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

(1) 国・県・周辺市町及び関係機関との連携強化

- 国、県などが進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- 分野別方針などに位置付ける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、企画、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。
- 玉名市は広域的にも交通の要衝としての役割を担います。その達成に向けて国や県、周辺市町との連携を強化します。

（２）協働のまちづくりを支援する体制づくり

- これからのまちづくりには、市民、NPO、事業者などが行政とともに協働の精神により、主体となってまちづくりを展開することが重要であり、福祉、環境、まちづくりなど身近な分野の課題解決に取り組むことが求められます。
- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者など及び行政が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

（３）機能的な都市基盤づくりのための「プロジェクト会議」の立ち上げ

- 従来どおりのエリアごとの単発的な整備ではなく、新玉名駅・玉名駅・旧庁舎跡地・各商店街や温泉街などを有機的に結び、全体を俯瞰した長期的なランドデザインの構築を推進することが必要です。
- 官民連携による「プロジェクト会議」を組織し、中心市街地の全体構想（ランドデザイン）について、各種市民活動と連携を図りながら、検討を進めます。

（４）庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（ワーキンググループ）の設置など、横断的な検討組織づくりを、引き続き、推進します。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

1. 3 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者などとの連携・協働により、まちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者などが参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

〔市民の役割〕

定義	<ul style="list-style-type: none">・本市に居住、通勤・通学する個人・NPO やボランティア団体等の社会的団体
役割	<ul style="list-style-type: none">・本計画に掲げた、まちづくりの理念や基本方針について理解する。・地域の課題や魅力、将来の方向性について、考えを深める。・多様な主体と連携・協調しつつ、積極的にまちづくり活動を行う。

〔事業者などの役割〕

定義	<ul style="list-style-type: none">・本市で事業を営む民間企業や商工業団体等
役割	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題や魅力、将来の方向性について、考えを深める。・事業者は自らが行う事業活動が地域に影響を持つという自覚や責任を持ち、専門的な知識や技術を活かしたまちづくりへの取組を推進する。・市民や行政との協力関係を積極的に形成する。

〔行政の役割〕

定義	<ul style="list-style-type: none">・本市
役割	<ul style="list-style-type: none">・都市計画やまちづくりに関する情報を、様々な手段で、分かりやすく、正確に市民や事業者提供する。・市民、事業者などが相互に連携し、協働できるように、ネットワークの構築に努める。・必要な財源措置等、制度上の支援等を通じて、市民、事業者がまちづくり活動を実践し続けることができる環境や仕組みを作っていく。・行政が主体となる都市計画事業等を推進する。

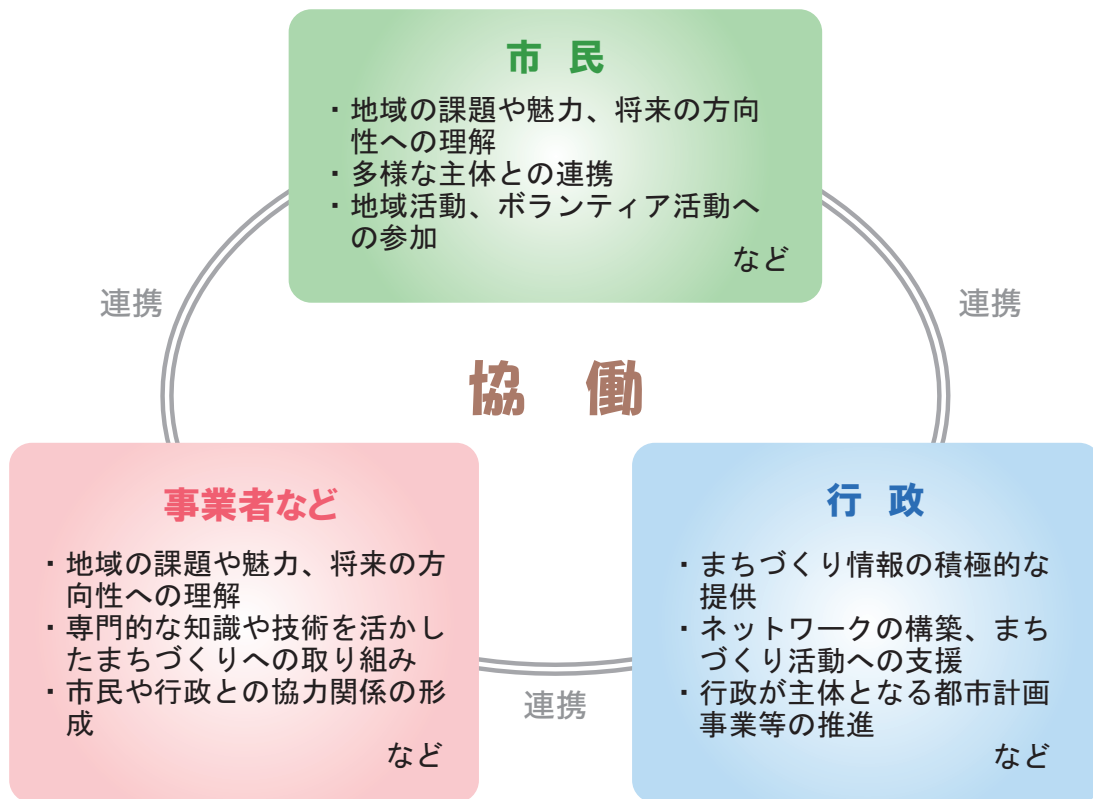
本計画における「協働のまちづくり」とは

以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- それぞれの主体性・自発性のもとに取り組みます。
- お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います。
- 共通する目的の実現に向けて協力します。



【協働のまちづくりの体制イメージ】



（１）協働のまちづくりの進め方

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開に当たっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどの実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザーなどの派遣制度を活用します。
- NPOをはじめとしたまちづくり団体、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。

（２）協働のまちづくりの具体的展開

- 高齢者や子どもたちを地域で支える環境を形成し、総合的な住みやすさを高めていくため、地域主体による自主的な防災・防犯活動の展開を支援します。
- 地域の個性である伝統芸能は、地域の一体感を高め、高齢者から子どもまで幅広い世代の交流と助け合い・支え合いを醸成することから、地域社会を学ぶ教材としての活用を推進し、継承のための後継者育成に向けた仕組みを検討します。
- 若者が地域理解の機会を得ることで、市民の一員としての自覚と、まちづくりの主体としての行動の場を支援します。
- 農業に関する情報発信を積極的に実施し、農業経営に意欲を持つUターン・Iターンの転入者の新規就農を促進するとともに、多様な担い手の参入なども視野に入れ、地域との協働のもとに農業の受け皿づくりに努めます。
- 漁業については、特産品の開発・充実に併せて、地産地消の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

（３）各種制度などの活用

- 地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 玉名らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、「景観協定」、「建築協定」、「緑化協定」などの制度の活用を図ります。

1.4 都市計画マスタープランの進行管理

(1) 都市計画マスタープランの進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを円滑に進めるため、Plan(計画)→Do(実行)→Check(確認・評価)→Action(改善)のPDCA サイクルをベースとした進行管理を行います。

都市の実態を把握するために、国勢調査や都市計画基礎調査など、定期的に行われる統計調査結果を使用して確認・評価を行います。

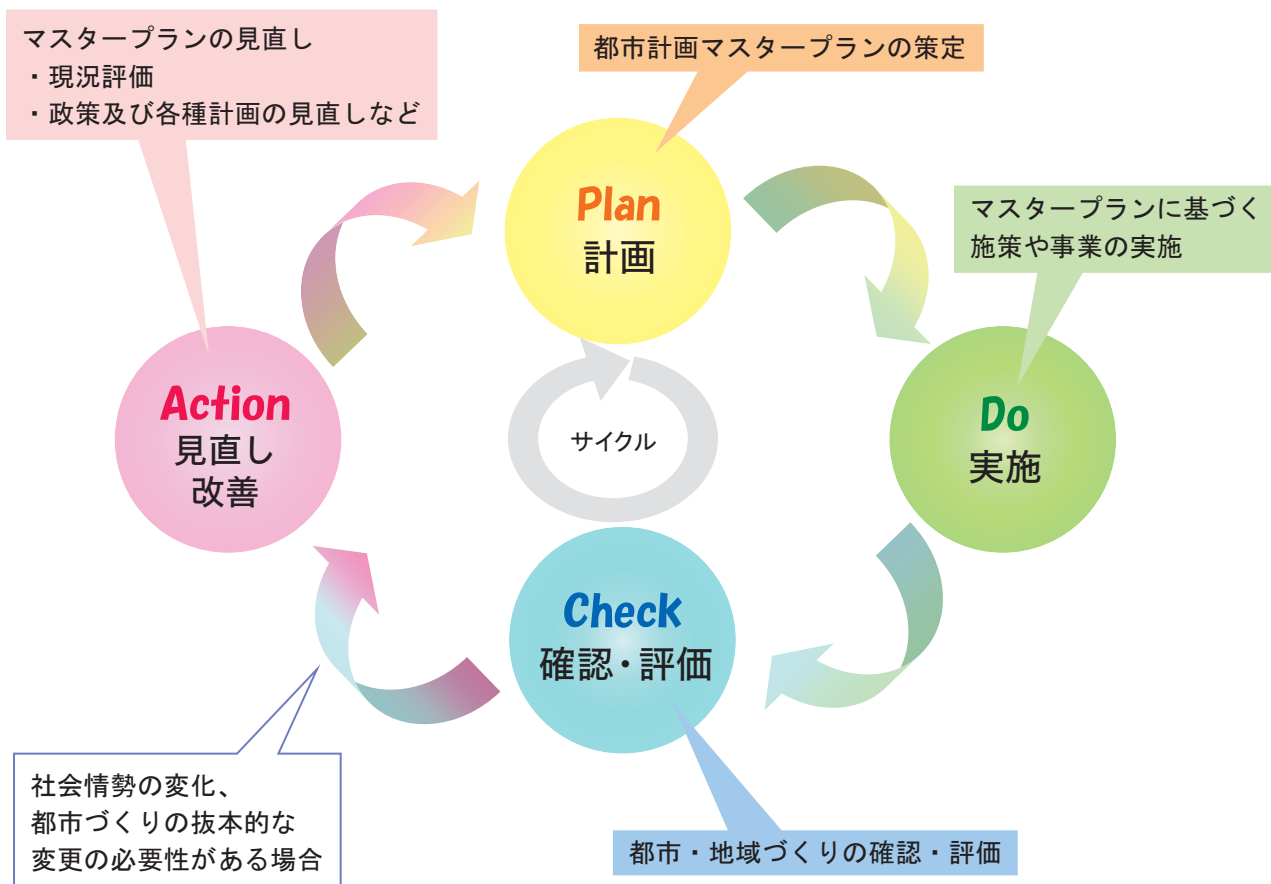


図 都市計画マスタープラン進行管理のイメージ

（２）都市計画マスタープランの見直しの考え方

本計画は長期的な方針であり、計画の実現には一定の期間が必要と考えられます。そのため、本計画の見直しを行うに当たっては、今後の法制度の改正や人口動向を始めとした社会経済情勢の変化、及び、それに伴う上位・関連計画の改定動向などを見て総合的に判断していくものとします。

また、見直し・改定の要否の判断は、市の最上位計画である総合計画との整合を図るため、令和9年度にはじまる予定の(仮)第3次玉名市総合計画の内容を受けて行うこととします。

參考資料

■ 計画策定の経過

期 日	項 目
令和3年 6月～7月	市民アンケート調査実施 (18歳以上の市民2,000人を対象(地域人口比率に応じて無作為抽出))
令和3年 9月27日	令和3年度 第2回玉名市都市計画審議会・第1回玉名市景観審議会 合同会議
令和3年12月24日	令和3年度 第3回玉名市都市計画審議会
令和4年 3月29日	令和3年度 第4回玉名市都市計画審議会・第2回玉名市景観審議会 合同会議
令和4年 7月25日	令和4年度 第1回玉名市都市計画審議会
令和4年 8月25日	「玉名市都市計画マスタープラン」「玉名都市計画道路」「玉名市景観計画」見直しにかかる住民説明会(1回目:14:00～ 2回目:19:00～)
令和4年12月23日	令和4年度 第2回玉名市都市計画審議会・第2回玉名市景観審議会 合同会議
令和5年 1月16日～ 令和5年 2月16日	パブリック・コメントの実施 (「玉名市都市計画マスタープラン」見直し(素案)に係る意見募集)
令和5年 3月20日	玉名市都市計画マスタープラン(案)について、市長より玉名市都市計画審議会へ諮問
令和5年 3月20日	令和4年度 第3回玉名市都市計画審議会 (玉名市都市計画マスタープラン(案)の決定・承認)
令和5年 3月20日	玉名市都市計画マスタープラン(案)について、玉名市都市計画審議会より市長へ答申
令和5年 3月	玉名市都市計画マスタープランの改定

■ 諮問・答申

● 諮問

玉市都第 232号
令和5年 3月20日

玉名市都市計画審議会
会長 柴田 祐 様

玉名市長 蔵原 隆浩



「玉名市都市計画マスタープラン」改定（案）について（諮問）

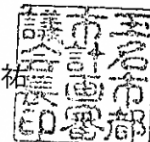
このことについて、別紙のとおり玉名市都市計画マスタープランを改定するにあたり、玉名市都市計画審議会条例第2条第1号の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

● 答申

玉市都審第 5号
令和5年 3月20日

玉名市長 蔵原 隆浩 様

玉名市都市計画審議会
会長 柴田 祐



「玉名市都市計画マスタープラン」改定（案）について（答申）

令和5年3月20日付け、玉市都第232号で諮問された「玉名市都市計画マスタープラン」改定（案）について慎重に審議した結果、本審議会として原案を適当と認め、下記の意見を付して答申いたします。

記

- 1 計画書に記載する文言の表記については、正確を期すとともに市民に分かりやすい表現となるよう精査してください。
- 2 計画書に記載するイメージ図については、市民がイメージしやすく理解しやすいものとなるよう配慮してください。

以上

あ行

- ▶ **EM (有用微生物群)**
農地や水環境の改善に威力を発揮する光合成細菌や、発酵型の乳酸菌、酵母など、自然界にいる人にも環境にもやさしい善玉菌の集合体のこと。
- ▶ **インフラ**
インフラストラクチャー (infrastructure) の略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
- ▶ **インバウンド**
インバウンド (Inbound) とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
- ▶ **延焼遮断帯**
地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。
- ▶ **オープンスペース**
都市または敷地内で、建物の建っていない場所。空き地。

か行

- ▶ **急傾斜地崩壊危険区域**
急傾斜地法に基づき、傾斜度が30度以上などの一定の地形的条件で人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがあり、一定の行為を制限する必要がある地区について知事が指定する区域。
- ▶ **グリーン購入**
製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
- ▶ **建築形態規制制度**
敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図るもので、建ぺい率制限、容積率制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の5つがある。
- ▶ **公共公益施設**
教育施設、社会福祉施設、医療施設等、周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な施設。
- ▶ **公共浄化槽区域**
公共浄化槽とは、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」のこと。公共浄化槽の対象区域は、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域以外の地域が対象となる。
- ▶ **耕作放棄地**
以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。
- ▶ **交通結節機能**
人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する機能。具体的には、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐことであり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などがもつ機能。
- ▶ **コミュニティ**
(生活地域、特定の目標、特定の趣味など) 何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)。この中で、共通の生活地域の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」と呼ぶ。

さ行

- ▶ **サプライチェーン**
製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れのこと。
- ▶ **市街地開発事業**
都市計画法に基づき、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的、一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
- ▶ **自然公園**
自然公園法に基づき、優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。開発行為等が制限されている。
- ▶ **ジョブケーション**
「ジョブ(仕事)」と「ワーケーション」を合わせた造語であり、自分の好きな場所でワーケーションをしながら、その地域での仕事にも副業として関わる、新しい働き方の一つのこと。
- ▶ **人口集中地区 (DID)**
Densely Inhabited District の略。都市的地域(特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指す。)の特質を明らかにするための指標であり、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人(40人/ha)以上の基本単位区などが市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。
- ▶ **浸水想定区域**
対象河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
- ▶ **水源のかん養**
大雨が降った時の急激な増水を抑える(洪水緩和)、雨が降なくても水流が途絶えないようにする(水資源貯留)といった、水源山地から河川に流れ出る水量や時期を調整する機能。
- ▶ **生活利便施設**
銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、日常生活の利便性を高める上で必要な諸々の施設。
- ▶ **製造品出荷額**
工業統計調査、経済センサス活動調査による工業製品の製造出荷額、加工賃・修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額とその他の収入の合計。
- ▶ **総合計画**
市が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画。

た行

- ▶ **地区計画**
都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
- ▶ **特定用途制限地域**
用途地域が定められていない土地の区域(市街地調整区域を除く)内において、良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域のこと。
- ▶ **都市機能**
都市が持つ機能で、例えば電気、水道、交通等のインフラ、行政機能、商業、観光の場としての機能などを含む。都市機能のうち、日常生活圏域を超えた広域圏を対象としたものを特に高次都市機能という。

▶都市計画基礎調査

都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口、土地利用、建物、都市施設等の現況把握を行う調査。

▶都市計画区域

自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

▶都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が1市町村を越える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

▶都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画で決定された道路。

▶都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。

▶都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針として、都市内の土地利用の方向性や市街地整備の方針を示す計画。

▶都市公園

都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。都市公園から、さらに、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等といった種類に分類される。

▶都市構造

都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。

▶都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。

▶土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に住民の生命などに危害が生ずるおそれがある区域で、当該区域での土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。

▶土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

な行

▶年間商品販売額

商業統計調査、経済センサス活動調査による卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額の年間合計。

▶農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公

共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを事業目的としている。

▶農業振興地域

農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。

▶農用地区域

農業振興地域のうち、今後、概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。

▶乗合タクシー

乗車定員11人未満の車両で行う乗合事業。

は行

▶ハザードマップ

洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

▶バリアフリー

障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリア）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差がない状況のこと。

▶福祉バス

高齢者や障害者また、妊婦・乳幼児・未就学児などの方々が市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバスのこと。

ま行

▶まちづくり

都市空間（道路・建物・公園など）の整備や、みどりや水などの自然環境の整備に限らず、社会制度・行政制度などの仕組みづくりのほか、コミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念。

や行

▶ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍・居住地の違いや、障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）。

▶用途地域

都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は13種類あり、住居系は8種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

ら行

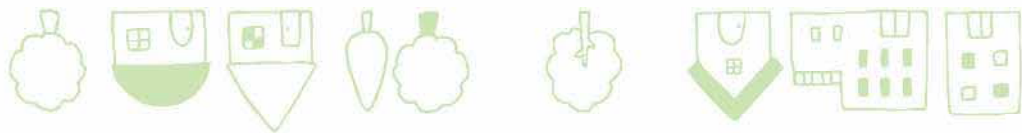
▶立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、都市計画マスタープランの高度化版ともいわれる。

わ行

▶ワーケーション

非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することができる1つの手段。



TAMANA CITY

令和5年 3月

